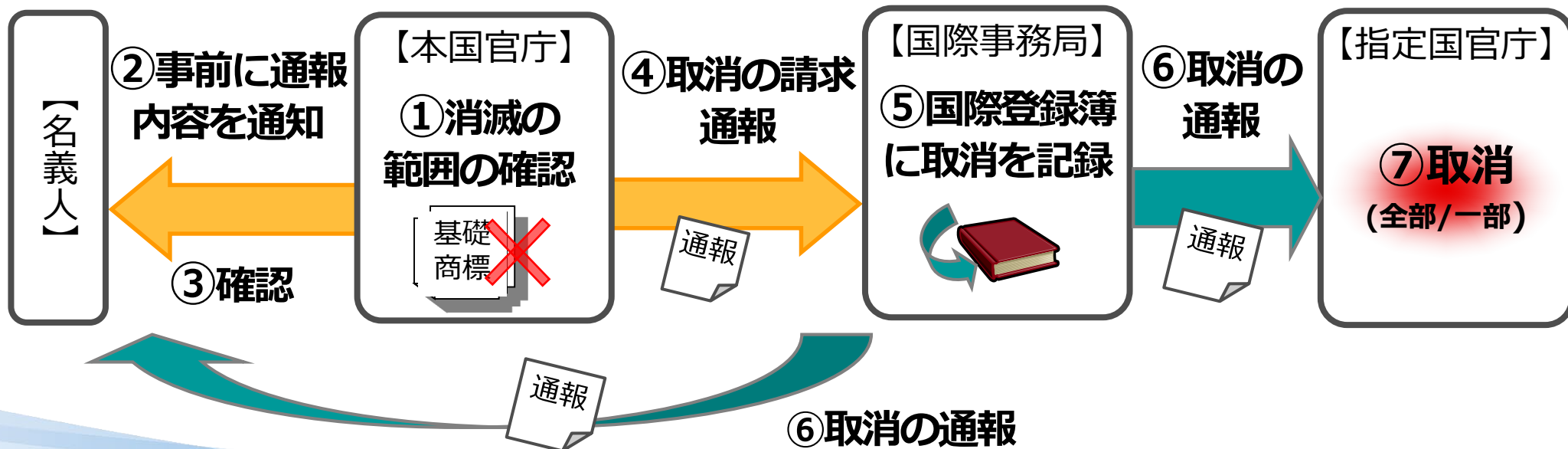


## 4. 基礎出願・登録との従属性（セントラルアタック）①

### ・ セントラルアタックの対象となるケース：

- ✓ 国際登録日から5年経過前に、指定商品(役務)が補正により減縮して登録（減縮部分のみが取消）
- ✓ 国際登録日から5年経過前に、存続期間が満了
- ✓ 国際登録日から5年経過前に、拒絶、無効、取下げ、放棄が確定
- ✓ 国際登録日から5年経過前に拒絶査定不服審判が請求され、拒絶が確定(5年経過後を含む)
- ✓ 国際登録日から5年経過前に異議申立・登録無効(取消)審判が請求、商標権が取消(5年経過後を含む)

### ・ セントラルアタック事由の発生から権利消滅までの流れ：



## 4. 基礎出願・登録との従属性（セントラルアタック）②

- セントラルアタックによって国際登録が取り消された場合でも、一定の要件の下で国際登録日（事後指定日）の利益を保持したまま指定国の国内出願への転換（トランスフォーメーション）が可能。

### 【要件】

国際登録が取り消された日(※)から3月以内に、指定した締約国官庁に以下の全ての要件を満たす商標出願を行うこと。

- 出願人及び標章が、取り消された国際登録と同一
- 指定商品（役務）が、国際登録において指定されていた商品（役務）に含まれる
- 指定国が定める出願手数料を支払う等、指定国の法要件を満たしている

※国際登録が取り消された日 = 国際事務局が取消しを記録した日 (date of recording)



### 【効果】

**国際登録日（事後指定日）にされた商標出願とみなされる**